

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 5 月 30 日

月 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

○富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 5 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第37号

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「建築物は次の各号に掲げる建築物とし、省令第5条第1項の規定により定める報告の時期は次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に掲げる時期」を「特定建築物は、次に掲げるもの」に改め、同項第1号中「建築物でその用途に供する部分が同表の（イ）欄に掲げる階にあるもの（3階以上の階又は地階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）又は」を「建築物で、」に改め、「同表の（ア）欄に掲げる用途の区分に応じ、同表の（エ）欄に掲げる時期」を削り、同項第2号中「建築物で」を「建築物で、」に改め、「当該建築物ごとに知事が定める時期」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第5条第1項の規定により定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に掲げる時期とする。

(1) 前項第1号に掲げる建築物 別表第3の（ア）欄に掲げる用途の区分に応じ、

同表の（イ）欄に掲げる時期

- (2) 前項第 2 号に掲げる建築物 別表第 3 の（ア）欄に掲げる用途のうち床面積の合計が最大の用途の区分に応じ、同表の（イ）欄に掲げる時期

第13条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

省令第 6 条第 1 項の規定により定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 政令第16条第 3 項第 1 号に掲げる昇降機 法第87条の 2 において準用する法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付日の属する月の毎年の応答月
- (2) 政令第16条第 3 項第 2 号に掲げる防火設備 毎年の10月 1 日から12月28日まで

- 2 法第12条第 3 項の規定により知事に提出する報告書は、前項第 1 号に係るものにあつては報告書の提出日前 2 月以内に、前項第 2 号に係るものにあつては報告書の提出日前 3 月以内に検査を受けて作成したものとする。

第13条第 3 項及び第 4 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（工作物の定期報告）

第13条の 2 省令第 6 条の 2 の 2 第 1 項の規定により定める報告の時期は、法第88条第 1 項において準用する法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付日の属する月の毎年の応答月とする。

- 2 法第88条第 1 項において準用する法第12条第 3 項の規定により知事に提出する報告書は、報告書の提出日前 2 月以内に検査を受けて作成したものとする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第12条関係）

	(ア)	(イ)	(ウ)
	用途	(ア) 欄の用途に供する階	(ア) 欄の用途に供する部分の床面積
1	劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場、病院、	3 階以上の階	500 平方メー

	診療所（患者を入院させるための施設のないものを除く。）、ホテル又は旅館		トル
2	百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗	3 階以上の階及び地階	1,500平方メートル
3	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店	3 階以上の階及び地階	500平方メートル

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第12条関係）

	(ア) 用途	(イ) 報告の時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	平成29年を始期として3年ごとの10月1日から12月28日まで
2	病院、診療所（患者を入院させるための施設のないものを除く。）、ホテル、旅館、百貨店、マーケット、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	平成30年を始期として3年ごとの10月1日から12月28日まで
3	定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第 240号）第 1 第 2 項に掲げる高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途、学校に附属しない体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場若しくはスポーツの練習場、展示場又は公衆浴場	平成28年を始期として3年ごとの10月1日から12月28日まで

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の富山県建築基準法施行規則（以下「新規則」という。）別表第3の3の項の（ア）欄に掲げる用途に供する建築物（平成25年9月30日までに建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に係るこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に行う報告の時期については、同項の（イ）欄に掲げる報告の時期にかかわらず、平成28年10月1日から平成29年12月28日までとする。
- 3 この規則の施行の際現に存する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第16条第3項第1号に掲げる昇降機のうち政令第129条の3第1項第3号に掲げる小荷物専用昇降機（次項において「既存の小荷物専用昇降機」という。）に係る施行日以後最初に行う報告の時期については、新規則第13条第1項第1号の規定にかかわらず、平成30年6月とする。
- 4 既存の小荷物専用昇降機に係る平成31年以降に行う報告の時期については、新規則第13条第1項第1号の規定にかかわらず、毎年6月とする。
- 5 この規則の施行の際現に存する政令第16条第3項第2号に掲げる防火設備に係る報告の時期については、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間は、新規則第13条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる防火設備の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。
- (1) 新規則別表第3の1の項の（ア）欄及び2の項の（ア）欄に掲げる用途に供する建築物に設ける防火設備 それぞれ当該各項の（イ）欄に掲げる報告の時期
 - (2) 新規則別表第3の3の項の（ア）欄に掲げる用途に供する建築物で、法第12条第1項の規定による報告を要するものに設ける防火設備 平成28年10月1日から平成29年12月28日まで
 - (3) 前2号に掲げる防火設備以外のもの 平成30年10月1日から同年12月28日まで

（建築住宅課）